

ご覧になれます!

土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

平成27年度の土地・家屋にかかる固定資産税は、平成27年1月1日の現況によって課税されます。

土地・家屋価格等縦覧帳簿は、この現況による土地・家屋の評価額などが記載されています。

この機会にご自分の固定資産が適正な評価であるかどうか確認してください。

期 日 4月1日(水)～6月1日(月) ※閉庁日を除く

時 間 午前8時30分～午後5時15分

場 所 税務課 (⑦番窓口)

手数料 無料

対 象 ・土地価格等縦覧帳簿：土地の固定資産税納税者
・家屋価格等縦覧帳簿：家屋の固定資産税納税者

持参品 運転免許証など納税者本人を確認できるもの

問合せ 税務課課税担当

☎62-1461

佐藤 彰 消防団長に 消防庁長官表彰



佐藤彰氏（大字国神）が消防庁長官表彰（永年勤続功労章）を受章されました。

佐藤氏は、昭和59年に皆野町消防団員を拝命し、以来、数多くの功績を残され、平成15年に

分団長、平成19年に副団長、そして平成26年、団長に就任されました。

常に率先して消防の改善発展施設の整備拡充、火災予防の啓蒙普及に尽力され、また、火災発生時には的確な指揮能力を発揮され、火災被害の軽減のみならず、団員の安全確保に努められました。

31年の永きにわたるこれらの功績が認められ、このたびの受章となりました。

国民年金保険料額が 変わります

平成27年度の保険料額 月額15,590円

(前年度比340円増)

変わります

学生納付特例制度

20歳以上の方は必ず加入していただくのが国民年金ですが、「学生なので収入がなく、国民年金保険料を払うのが難しい」という方のために、社会に出てから後払いできる制度です。

○対象となる方

各種学校（海外の大学など対象とならない学校もあります。）で1年以上の課程に在籍している方

※前年所得による制限があります。

○承認されると

10年間まで納付が猶予され、その間はさかのぼって納付

（追納）することができません。

猶予された期間は年金の受給資格期間に算入されます。申請をせず保険料を未納のままにすると、けがや病気による障害や死亡といった不測の事態に補償が受けられない場合があります。

○承認期間

申請時点から2年1か月前までの期間についてさかのぼって申請できます。複数年度の申請をする場合は、年度毎に申請が必要です。

○申請に必要なもの

学生証や在学証明書または卒業期限が1年以上の課程であることを証明するもの。（写し可）

※ご注意ください

納付猶予期間は、老齢基礎年金の受給資格期間（最低25年以上）には算入されますが、追納しないと年金受給額には反映されません。追納する保険料には、経過した期間に応じて加算額が上乘せされ、経過期間が長いほど加算額が高くなります。

問合せ 町民生活課保険年金担当

☎62-11232

秩父年金事務所

☎27-6560

